

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課 教育庁財務施設課

導入検討対象事業の名称	特別支援学校整備事業(柏特別支援学校)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	特別支援学校は、学校教育法に基づき、障害を持つ児童及び生徒を就学させることを目的とした施設である。 柏特別支援学校の過密緩和のため、流山高等学園第2キャンパスの運動場に特別支援学校(高等部)を新設する。
(2)整備予定場所	流山市名都借140
(3)施設規模	鉄筋コンクリート造3階建て 約 5,000 m ²
(4)施設稼動期間	20 年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ <input type="checkbox"/> 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	国庫補助:対象事業の1/2 起債:90% 一財:10%
(8)契約予定時期	平成 32 年度(平成 30 年度導入可能性調査)
(9)建設・整備期間	平成 33 年度から平成 35 年度
(10)供用開始予定時期	平成 36 年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	①法制度面において学校教育法に基づき都道府県が設置しなければならないとされている(学校教育法第80条)こと、また、運営面において学校教育に係る業務は、PFI事業の対象とすることはできないとされていることから、設計、建設、維持管理、運営までの業務のうち、民間事業者に委託できる部分は限定される。 ②補助金適用面においては、PFIを導入したとしても、国庫補助の適用が可能である。 ③過去に導入検討を行っていない事業である。 ④全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業である
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM 無し(0.2 億円 1.2%)

(3)定性的確認結果概要	<p>「公立学校施設整備PFI事業のための手引書(文部科学省)」によると、学校教育に係る業務については、PFI事業の対象とすることはできないとされている。よって、委託可能な事業は施設維持管理等に限定され、民間事業者の創意工夫の余地は小さい。大きな行政サービスの向上は見込めず、PFIのメリットが小さいと考える。</p> <p>また本事業は、既存の学校敷地内に、新たな学校の施設を増やすものであり、体育館やグラウンドを共用することを想定している。一つの敷地内に、部分的に民間事業者が管理する施設があるよりも、一体的に県で管理する方が合理的である。</p> <p>さらに、特別支援学校の過密状況の対策として行う事業であるため、早期に供用開始をする必要がある。</p>
事業担当課における検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・VFM が 1.2%と極めて低い ・委託可能な事業が施設維持管理等に限定され、民間事業者の創意工夫の余地が小さい。 ・敷地全体を一体的に県で管理することが合理的である。 ・特別支援学校の過密状況の対策として行う事業であるため、早期に供用開始をする必要がある。 <p>以上の理由により、PFI 導入による定量的効果及び定性的効果のいずれも期待できず、PFIの導入には適さない事業である。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入